

# 社会福祉法人 平成会 行動計画

法人全体の約65%を占めている女性職員のさらなる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間： 令和元年10月1日～令和3年9月30日

## 2、当法人の課題

課題 施行された働き方改革法案も踏まえ、有休取得に関しては法人として取得への促しが強化されていることで、やや部署によりばらつきがあるものの改善が図られることとなった。

\*法人内職員有休取得率89%、一人当たり延べ有休取得9.5日

(H31.1～R1.8 現在)

しかしこの有休の取得が増えたことに伴い、産休・育児休業者、病気等により休暇者の増加も重なり、且つ慢性的な人員不足から、法人全体での時間外の労働時間(延べ)が長くなっているという課題があり、改善に向けた取り組みが必要と思われる

## 3、目標

法人内事業所におけるワークライフバランスの実現に向けた取組を行い、下記の目標数値を達成する

・法人内での延べ時間外労働時間を計画期間終了時で30%減少

(令和元年9月30日現状) 延べ1596時間

⇒ (令和3年9月30日想定)延べ1117時間

## 4. 取組内容と実施時期

令和元年10月 行動計画の掲示や会議等における主旨及び目標の周知を図り、『ワークライフバランス計画書』の開示及び各拠点マネージャーへの周知

令和2年 3月 半期における各拠点の時間外労働時間の集計と、時間外労働が顕著な部署に対するヒアリングと対策の検討

令和2年 9月 行動計画としての1年間での目標値と乖離のある事業所に対し、原因の分析と解決のための施策の実施

令和3年 4月 各事業所の取り組み状況の共有化と取り組み状況の継続

令和3年 9月 実施期間における取組内容の分析と行動計画の総評価を行う。